

みんなで  
支える  
みんなの  
医療

通巻 3号

# ちば広域連合だより

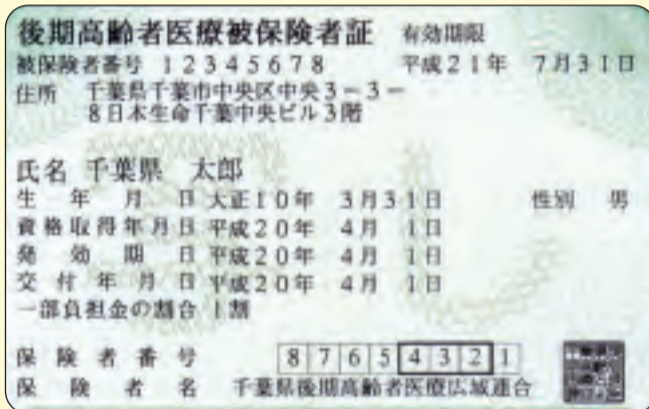
◇編集・発行／千葉県後期高齢者医療広域連合 総務課  
〒260-0013千葉県千葉市中央区中央3-3-8 (日本生命千葉中央ビル3階)  
◇発行日／年2回 ◇TEL.043-223-0075 ◇FAX.043-223-0085  
◇E-mail/info@kouiki-chiba.jp ◇URL/http://www.kouiki-chiba.jp/

(平成19年4月1日現在)  
千葉県人口：6,160,519人  
後期高齢者人口：454,969人  
(75歳以上)

## 新しい被保険者証をお使いください

4月1日以降、医療機関等で受診する時は、被保険者1人に1枚交付される新しい被保険者証をお使いください。  
(平成20年3月末までに市町村から送付します)

被保険者証とともに、「特定疾病療養受療証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付された方は、今までどおり被保険者証と合わせて医療機関等へお出してください。



新しい被保険者証のイメージ (原寸大)

今までの老人保健制度から、  
後期高齢者医療制度へ、  
高齢者の医療制度が移行します

# 4月から後期高齢者医療制度がはじまります

## 医療機関等の窓口で負担する一部負担金の割合について

前年の所得に応じて、医療機関等の窓口で支払う医療費の一部負担割合が記載されています。

- 1割負担…一般の方
- 3割負担…現役並の所得がある方

この割合は何かしら？



## 新しい制度では、どのような医療が受けられるのですか？

例えば？

後期高齢者医療制度においても、74歳までの方と変わらない医療サービスを受けることができます。

後期高齢者の方は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があります。こうした特性を踏まえて、後期高齢者医療制度では、後期高齢者の方々の生活を支える医療を目指します。



糖尿病等の慢性疾患をお持ちの方は、ご希望に応じて、ご自身に選んでいただいた主治医から、継続的に心身の特性に見合った外来診療を受けられます。

なお、後期高齢者の方は、主治医以外の医師にかかっていただいても構いませんし、変更しても構いません。

例えば？



後期高齢者の方が在宅で安心して療養生活を送られるよう、退院時の支援や訪問看護の充実、医師や看護師など医療の専門家と福祉サービスの提供者との連携により、在宅での生活を支えます。

- 75歳以上の方
  - 65歳以上で一定の障害があり、広域連合の認定を受けた方
- 本制度の対象となる方

### 受けられる給付 (主なもの)

- ◆療養の給付 病気やけがの治療を受けたとき
- ◆入院時食事療養費 入院したときの食事代
- ◆訪問看護療養費 訪問看護サービスを受けたとき
- ◆高額療養費 1ヶ月に払った自己負担額が高額になったとき
- ◆葬祭費 被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った人に対して支給

### 健康診査について

本制度の対象となる方には、健康診査を実施します。実施場所や時期については、お住まいの市町村から通知します。

